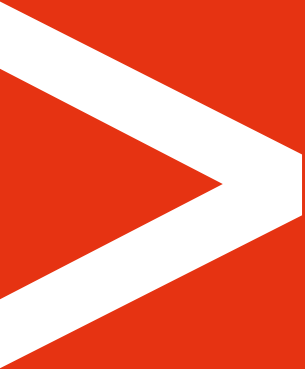




法的・税務的側面から見る オーストリアにおける会社設立

Compiled by

太陽
TAIYO
L E G A L



ABA INVEST
WORK
FILM
Your easy access to Austria

はじめに

本書の目的は、日本の会社や日本の投資家のオーストリアにおける会社設立の手助けをすることです。そのために、本書は、会社設立の手始めとなる基本情報を提供します。更に、法律上、又は税務上のアドバイスを提供する認可や資格を持たない者に対する「保護」も目的としています。後々大きな問題が生じる可能性を防ぐ為には、必ず、税理士 (Steuerberater) や弁護士 (Rechtsanwalt) の資格を有した専門家と相談し、「初めのステップからすべてを正しく」行うことがとても重要です。皆様に私どもが手始めとなる基本情報を提供することで、会社設立について、後に弁護士や税理士の方々と議論をして頂く際に、その議論がより有意義で目的を見据えたものになることを願っています。

本書の第1章は、企業活動、そして、支店設立のための、オーストリアの法律における法人形態について紹介しています。特に、会社設立や支店設立のための規則の概要を紹介します。

有限会社 (GmbH) は、国内外の投資家にとって最も人気のある法人形態です。さらに、2024年以降、フレキシブル・カンパニー (Flexible Kapitalgesellschaft, Flexible Company又はFlexCo) という新しい会社形態が誕生しました。フレキシブル・カンパニーは近い将来、急速に普及することが予想されています。多くの点で、フレキシブル・カンパニーの規定は有限会社の規定とよく似ています。本書では、これらの法人形態のより詳しい解説をしています。

第2章は、国外の投資家が投資場所の決定のために考慮すべき、オーストリアの租税制度の概要について説明しています。租税法の複雑さから、この部分については、重要な部分のみを抜粋して取り上げています。

本書は、基本情報のみを取り上げており、それらは、皆様個々の状況に応じた個人相談に取って代わることはありません。本書に記載のある情報は、専門家からのアドバイスとして代用されるべきものではなく、また、当事者の財政や企業活動に影響を与える意思決定や行動の基準になり得るものでもありません。意思決定の前には、必ず専門家 (弁護士や税理士) にご相談下さい。オーストリア経済振興会社 (ABA) は、オーストリア共和国の公的なビジネス設立機関です。私どもは、オーストリアに進出する国際企業のオーストリアにおける会社設立を無償で、そして機密性を保ちながらサポートしています。

本書が、法的そして、税務的側面からのオーストリアにおける会社設立の概要を提供できることを願っています。そして、皆様からのご連絡をお待ちしております。

インプリント:
2025年1月
オーナー & 発行者:
Austrian Business Agency,
Opernring 3, A-1010 Wien

コンテンツの責任者:
TAIYO Legal – Dr. Alexander T. Scheuwimmer Rechtsanwalts GmbH,
Dominikanerbastei 21 / Top 22, 1010 Wien

目次

第1章: 法人形態と法人の設立	4
1-1 オーストリアにおける法人形態	4
1-2 有限会社(GmbH) / フレキシブル・カンパニー (FlexCo) の設立	8
1-3 株式会社の設立	10
1-4 有限会社の株式会社と比較したメリット	10
1-5 設立費用	10
1-6 有限会社設立にかかる期間	11
1-7 外国企業の支店	11
1-8 労働法、外国人の労働許可	12
第2章: オーストリアにおける企業への課税	13
2-1 法人への課税	13
2-2 租税条約と源泉課税	13
2-3 オーストリアと日本の間の租税条約	13
2-4 グループ課税	14
2-5 余論: 研究プレミアム (研究開発活動における税制上のメリット)	15

第1章: 法人形態と法人の設立

オーストリアの法人法は基本的に、個人事業 (Einzelunternehmen)、人的会社 (Personengesellschaften)、資本金会社 (Kapitalgesellschaften) を区別します。株式会社 (AG) と有限会社 (GmbH)、そしてフレキシブル・カンパニー (FlexCo) は、資本金会社 (Kapitalgesellschaften) に含まれます。

資本金会社は、商業登記簿 (Firmenbuch) への登記をもって、法人法に基づき設立されます。資本金会社は、その規模に応じて、極小会社、小会社、中会社、大会社に分類され (分類は、その会社の総資産、売上高、従業員数の3つの基準に基づく)、その分類は、会社法に係る様々な義務を伴います。例えば、年次財務諸表の開示と、その附属書を作成する義務等です。

以下の表は、最も重要な法人形態を比較したものです：

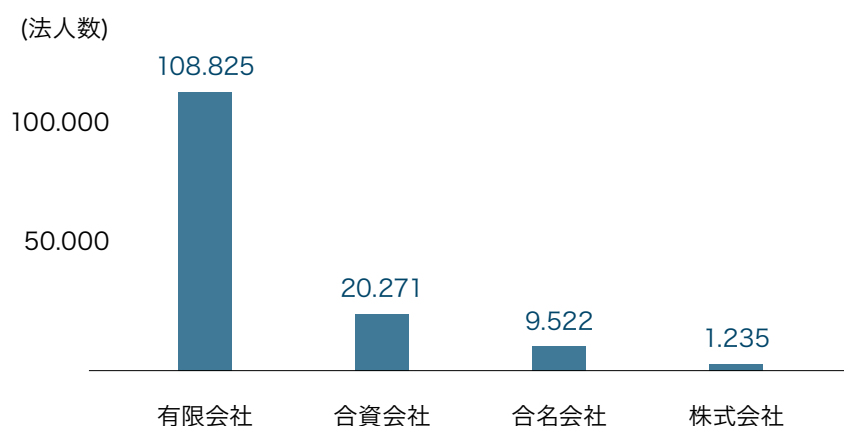
1-1 オーストリアにおける法人形態

	有限会社 GmbH フレキシブル・カンパニー FlexCo	株式会社 AG
1. 資本金	> 最低資本金 € 10.000、そのうちの € 5.000 を初めに支払う必要がある	> 最低資本金 € 70.000、そのうちの € 35.000を初めに支払う必要がある
2. 設立者	> 1人から可能 > 自然人または法人	> 有限会社と同様
3. 株主の責任	> 株主 (Gesellschafter) の責任は、元入れ資本 の範囲に限られる	> 有限会社と同様
4. スケジュール	> 有限会社設立にかかる期間は、2-4週間	> 株式会社設立にかかる期間は、2-4週間
5. 費用	> 設立費用 € 4.000 - € 12.000 (弁護士費用、公証人費用、商業登記等の裁判所 の費用) > 費用は、書類を2ヶ国語で作成する必要があるか どうかによっても変動する	> 設立費用 € 6.000 - € 15.000 (弁護士費用、公証人費用、商業登記等の裁判所 の費用) > 費用は、書類を2ヶ国語で作成する必要があるか どうかによっても変動する
6. メリット	> 株主の有限責任 > 株主は、業務執行取締役に指示を出す権利を有 する	> 株主の有限責任

	有限会社 GmbH フレキシブル・カンパニー FlexCo	株式会社 AG
7. デメリット	> 最低資本金 € 10.000 > 有限会社の場合、株式の譲渡には公正証書が必要 > フレキシブル・カンパニーの場合、株式譲渡には公正証書は不要 > 公正証書における例外は、1人の自然人が有限会社を設立した場合で、その自然人が有限会社の業務執行取締役である場合この場合、有限会社を公正証書なしで設立することができる > 株式の譲渡には、公正証書が必要 > 業務執行取締役 (Geschäftsführer) (GmbH 又はFlexCoの場合) は、特定の犯罪で有罪判決を受けていないことを証明する等、一定の要件を満たさなければならない	> 最低資本金 € 70.000 > 監査役会が必須 > 会計監査が必須(コストファクター) > 取締役会は、独立している > 設立のために公正証書が必要 > 取締役会 (AGの場合) は、特定の犯罪で有罪判決を受けていないことを証明する等、一定の要件を満たさなければならない
8. 税制面	法人レベルでの利益: > 23% の法人税 株主への配当金の分配: > 原則27.5%の資本所得税(株主が自然人の場合) または25% (株主が法人の場合) > EU に親会社がある場合0% > 二国間租税条約がある場合 0%	> 有限会社と同様
9. 商法	> 商業登記簿登録の後、ほとんどの場合、事業ライセンス (Gewerbeberechtigung) の登録をもって企業活動が可能となる > 商法に基づく事業許可責任者 (Gewerberechtlicher Geschäftsführer) の任命が必須。規制のあるビジネスの場合には、事業許可責任者は、その資格を証明する必要がある > 事業の種類によって、ライセンス登録の要件も異なる	> 有限会社と同様

	合名会社 OG	合資会社 KG
1. 資本金	> 最低資本金なし > 実際には、会社を始める際に、資本金について、株主同士で同意をする	> 合名会社と同様
2. 設立者	> 2名以上 > 自然人または法人	> 合名会社と同様
3. 株主の責任	> 株主の無限責任 (私有財産も対象)	> 無限責任社員: 無限責任 > 有限責任社員: 出資の範囲で有限責任
4. スケジュール	> 合名会社設立にかかる期間は、1-2 週間	> 合資会社設立にかかる期間は、1-2週間
5. 費用	> 設立費用 € 1.000 - € 3.000 (弁護士費用、 商業登記等の裁判所の費用はかかるが、 公証人のための費用はかからない)	> 設立費用 € 1.500 - € 3.500 (弁護士費用、 商業登記等の裁判所の費用はかかるが、 公証人のための費用はかからない)
6. メリット	> 最低資本金なし > 公正証書等が必要ない > 定款は非公開	> 最低資本金なし > 公正証書等が必要ない > 定款は非公開 > 有限責任社員：出資の範囲で有限責任
7. デメリット	> 株主の無限責任	> 無限責任社員の無限責任
8. 税制面	法人の利益: > 合名会社は徴税されず、利益が直接株主へ配当される > 株主への徴税は、55%までの所得税 (株主が自然人の場合) または、25%までの法人税 (株主が法人の場合) 株主への利益の配当時の徴税: > 追加徴税は無し > 利益は、発生したその年次内に、全額課税される	> 合名会社と同様
9. 商法	> 商業登記簿登録の後、ほとんどの場合、事業ライセンスの登録をもって企業活動が可能となる > 商法に基づく事業許可責任者の任命が必須。規制のあるビジネスの場合には、事業許可責任者は、その資格を証明する必要がある > 事業の種類によって、ライセンス登録の要件も異なる	> 合名会社と同様

オーストリアにおけるそれぞれの法人形態の数の比較



出典：オーストリア経済団体連合会
(Wirtschaftskammer Österreich)

- > 有限会社は、オーストリアにおいて最も一般的な法人形態。
- > 株式会社は、設立費用が高いことを理由に、オーストリアにおいて最も少ない法人形態。この法人形態は、特に上場企業にとっては必須の形態。
- > 人的会社である合名会社と合資会社においては、有限責任社員に対する責任が有限であることから、合資会社の方がよく使われる法人形態。
- > 2024年以降、フレキシブル・カンパニー (Flexible Kapitalgesellschaft, Flexible Company又はFlexCo) という新しい会社形態が誕生しました。フレキシブル・カンパニーは近い将来、急速に普及することが予想されています。

法人形態の選択時には、必ず、資格を持った専門家からのアドバイスを受けてください。具体的には、税務的側面は税理士 (Steuerberater) に、実際の法形態の詳細、又はより適切な会社形態についての助言は、弁護士 (Rechtsanwalt) に相談してください。後々大きな問題が生じる可能性を防ぐ為には、「初めのステップからすべてを正しく」行うことがとても重要です。そのため、法律上、又は税務上のアドバイスを提供する認可や資格を持たない者からの助言は、受けないよう十分ご注意ください。

オーストリア法人法における事業・会社形態の分類を示した表

オーストリア法人法における 事業・会社形態の分類	個人事業 Einzelunternehmen	人的会社 Personengesellschaften	資本公司 Kapitalgesellschaften
それぞれの事業・会社形態 に分類される法人形態		合名会社 Offene Gesellschaft (略OG)	株式会社 Aktiengesellschaft (略AG)
		合資会社 Kommanditgesellschaft (略KG)	有限会社 Gesellschaft mit be- schränkter Haftung (略GmbH) フレキシブル・カンパニー Flexible Kapitalgesell- schaft (略FlexCo)

1-2 有限会社(GmbH) / フレキシブル・カンパニー (FlexCo) の設立

原則として、有限会社 / フレキシブル・カンパニーの最低資本金は、EUR 10.000 で、まずは、そのうちの半分を支払う必要があります。設立の際、オーストリアの住所も必要になります。

一目でわかる有限会社 / フレキシブル・カンパニー設立のステップ：

1. 定款

有限会社 / フレキシブル・カンパニーの設立のために、定款は、公正証書の形式で作成される必要があります。設立特権を行使したい場合には、すでにその旨の規定が、定款にてなされている必要があります。

2. 経営陣の任命

最低でも1人の業務執行取締役 (Geschäftsführer) の任命が必要です。

3. オーストリアでの住所の取得

法人のオーストリアでの住所を取得する必要があります。

4. 資本金の支払い

株主は、初期の資本金を出資する必要があり、そのためには、銀行からの証明が必要です。つまり、銀行口座を開設しなければなりません。

5. 商業登記簿への登録

商業登記簿 (Firmenbuch) への申請書は、公証と、その他の付属書類、特に、業務執行取締役の署名証明が必要です。個々のケースによっては、例えば、営業認可が必要な法人、また、法人が特定の法人名を使用する等、有限会社 / フレキシブル・カンパニーの設立のために、さらなるステップが必要な場合があります。

6. 事業者登録

会社が設立された後、事業を始めるためには、ほとんどの場合、事業ライセンス (Gewerbeberechtigung) が必要です。これは、商業登記簿 (Firmenbuch) への登録と別に行う必要があります。事業ライセンスの取得には、商法に基づく事業許可責任者 (Gewerberechtlicher Geschäftsführer) を登録する必要があります。商法に基づく事業許可責任者は、法人の業務執行取締役 (Geschäftsführer) と同一人物である必要はありません。

事業ライセンスには2種類あります：規制対象にあてはまらない一般的な事業 (Freies Gewerbe) と規制対象にあてはまる事業 (Reglementiertes Gewerbe)。これらの主な違いは、規制対象にあてはまらない一般的な事業の商法に基づく業務執行取締役がいわゆる能力証明書 (Befähigungsnachweis) を必要としない一方、規制対象にあてはまる事業の場合、能力証明書の提出を必要とします。以下の書類が、事業者登録のために必要です：

> 商業登記簿の登記簿謄本

> 商法に基づく業務執行取締役と、経営に影響力をもつ株主の、それぞれの出身国により発行された無犯罪証明書；ただし、これは、株主がオーストリアに居住していない、または、オーストリアに5年以上居住していない場合に限る

> 影響力を持つ全ての者 (業務執行取締役や、経営に影響力をもつ株主等)からの、商取引からの除外理由が存在しないことを証明する書類

> 業務執行取締役のパスポート

> 業務執行取締役の仕事内容の証明

> 求められている資格の証明

上記の書類はあくまで通常に必要な書類ですので、具体的なものは業種によって異なります。例えば、金融サービス等、個々のケースによっては、事業ライセンスの取得のために、さらなるステップが必要になる場合があります。又、事業によって、事業ライセンス以外に取得しなければならない認可が存在します。例えば、デュアル・ユース・ライセンスという事業ライセンスの為の追加ライセンスは、特定の商品の取引に必要な場合がありますので、追加ライセンスの必要性も注意すべき点です。

7. 公的健康保険 (ÖGK)

従業員は、労働開始の前に、健康保険に登録されている必要があります。もし、業務執行取締役が雇用される場合には、その旨を公的健康保険において、事業者登録の前に申請する必要があります。

8. 事業所認可 (Betriebsanlagenberechtigung)

基本的には、全ての施設は、企業活動が行える場所のための認可を取得する必要があります。特別な機能がないただの事務所、要件を満たす倉庫、その他の除外施設は、認可を必要としません。

9. 税務署

最初の1カ月間に、事業内容を税務署 (Finanzamt) に報告し、税番号を申請する必要があります。

10. 自治体

従業員の雇用に際しては、市町村税の関係で、地方自治体や市へ届け出を出す必要があります。

11. 実質的所有者 – 登録

法人の実質的所有者に関する重要な情報のうち、商業登記簿に記載のないものは、実質的所有者 – 登録システムまで報告する必要があります。

12. 個人情報保護方針

個人情報の処理(情報の保管も含む)においては、データを処理する者は、データ処理に関する様々な措置を取る必要があります。氏名、電話番号、住所も個人情報に含まれます。

情報処理の対象となる全ての人に向けた、個人情報保護方針の公表は、データを処理する者によって取られるべき措置の中でも特に重要です。

13. 公表義務

有限会社 / フレキシブル・カンパニーには、いくつかの公表義務があります。例えば、定められた情報がウェブサイト、そして、会社の全ての文書上に記載されていること、定められた財務資料が定期的に商業登記簿にて公表されていること、そして、連邦統計局からの問い合わせに返答すること等です。

14. 内部管理体制

基本的には、業務執行取締役が、法人の行政規制の遵守における責任を負います。

しかし、この責任は、業務執行取締役に過失が無い場合には、適用されません。つまり、個人的な告発はできません。ルールとして、法人内に、要件を満たす内部管理体制がある場合、過失は発生しません。

それぞれの必要提出書類には、異なる形式の規定がある場合があるので、注意が必要です。例えば、公証が必要なもの、翻訳が必要なもの、原本が必要なもの、6カ月以内に発行されたものの提出義務等です。必要書類の確認と準備の前に、専門家のアドバイスを受けて下さい。

商業登記のための裁判所への書類の提出は、基本的に、申請者本人か、申請者を代理する弁護士が行う必要がありますので、ご注意ください。また、裁判所への提出物や、その他の法的書類のドラフトも、基本的に、申請者本人か、申請者を代理する弁護士が行う必要があります。弁護士ではない一般人が報酬をもらい、上記を行うことは、基本的に許されません。

1-3 株式会社の設立

基本的に、株式会社は、有限会社に比べ、より高度な法的管理がなされていることが特徴です。例えば、監査役会を設置することは必須であり、年次財務諸表と状況報告については、必ず独立した監査人が監査をする必要があります。また、取締役会と監査役会の委員は、設立の過程を査定し、報告する必要があるため、場合によっては、設立の過程で、国選の設立監査人が必要になる場合もあります。

株式会社の最低株式資本は、EUR 70.000です。株式会社の有限会社に比べた明確なメリットは、株式を公正証書無しで譲渡できることです。有限会社の場合には、公正証書が必要となります。

株式会社設立の場合にも、**公正証書として発行された定款**が必要となります。

1-4 有限会社の株式会社と比較したメリット

投資家は、通常、株主の有限責任というメリットと、形式要件がより少ないという理由から、法人形態として、有限会社を選択することが多いです：

小規模、そして、中規模な有限会社には、監査役会について、法律上の規定はありません。小規模な有限会社の場合には、年次監査は、通常必要ありません(監査役会を設置する義務がある場合を除く)。そして、小規模な有限会社の年次財務諸表に関しては、商業登記のための裁判所に詳細なものを提出する必要はなく、バランスシートの概要の提出のみが求められています。より小さな規模の有限会社のための要件は、さらに緩和されたものとなります。

株式会社の場合には、全ての株主総会に対して、公証人による認証が必要で、年次財務諸表に関しては、公認会計士が監査を行う必要があります。そのため、それらに相当する費用がかかります。

有限会社、株式会社、どちらの法人形態も、1人の株主から設立することが可能です (1人での - 設立)。

新しい会社形態フレキシブル・カンパニーは、多くの点で有限会社と非常に類似しているため、ここで有限会社について述べた多くがフレキシブル・カンパニーにも当てはまります。主な違いは、フレキシブル・カンパニーの株式は公正証書がなくとも譲渡できる点です。有限会社の株式の場合、公正証書でのみ譲渡可能となります。

1-5 設立費用

有限会社設立にかかる費用は、まず、定款のドラフトと、その他の必要書類の準備のためのものです (商業登記簿への登録や、署名証明等)。その他には、公証人による公正証書の作成にかかる費用があります (例外は、1人の有限会社の、簡素化された設立時)。

裁判所における費用と、公表のための手数料は、通常EUR 350からEUR 700がかかります。

株主ではなく、有限会社が設立費用を負担する前提条件は、そのことが定款に記載されているということです。

設立の際には、オーストリアの銀行口座が必要になります。尚、有限会社同様、上記に記載されている全ては、フレキシブル・カンパニーにも適用されます。

1-6 有限会社設立にかかる期間

有限会社設立に必要な書類全てを商業登記のための裁判所へ提出した後、有限会社が商業登記簿へ登録されるまでに、1週間から2週間程かかります。

有限会社の設立手続きのために、弁護士等に公証された委任状を付与することも可能です。ドイツ語以外の言語で書かれている文書に関しては、認証翻訳の添付が必要です。オーストリアの銀行口座開設にかかる時間は、上記の情報には考慮されておりません。口座を開設する際は、早めに済ませる事をお勧めします。

1-7 外国企業の支店

基本情報

外国籍の法人も、オーストリアで支店を設立することができます。第三国籍の法人も、これに当てはまります。

外国人労働法と、在留許可が必要かどうかに関する側面については、以下の**3. 外国人労働者**の欄をご参照ください。

支店のオーストリアの商業登記簿への登録

外国籍の会社の支店をオーストリアの商業登記簿へ登録することは、特定の要件を満たした場合、必要になります。つまり、支店をオーストリアの商業登記簿へ登録するかしないかを外国籍の会社が独自に判断する事はできず、要件を満たしている場合には、商業登記簿への登録が必須です。

会社が外国籍の株式会社や有限会社である場合で、それがEUやヨーロッパ経済圏 (EEA) の法律に基づいて設立されていない場合には、オーストリアの支店のための、支店代表者の任命が必要です。支店代表者は、様々な要件を満たす必要があります。特に大事な要件は、支店代表者が、日常的にオーストリアにいることです。

資本金会社が、EUやヨーロッパ経済圏 (EEA) の法律に基づいて設立されている場合には、支店代表者を任命する義務はありませんが、任命の権利は有します。

法人格、責任、資本金

支店そのものに、法人格はありません。支店の全ての債務に関しては、外国籍の法人(会社の所有者)がそれを負います。

オーストリアの法律においては、支店には、支店自身が出資すべき資本金や株式資本についての規定はありません。

会計、納税申告

支店は、オーストリアで、支店のために個別に簿記を行うことと、納税申告を行うことが求められます。

支店登録と商業登記簿における変更事項登録の詳細

外国籍の資本金会社の支店を商業登記簿へ登録する場合には、形式の規定のある様々な書類をオーストリアの裁判所へ提出する必要があります。

外国の登記簿上で変更があった場合には、オーストリアの商業登記簿上でも変更を行う必要があります。実際には、手続きは煩雑で、費用もかかります。

1-8 労働法、外国人の労働許可

1. 労働法の基本

オーストリアの労働法は、オーストリア国内、もしくは欧州の様々な規定により、統制されています。また、労働法の他に、団体労働協約 (Kollektivvertrag) も、法律と同じように注視する必要があります。

2. 雇用契約書

雇用契約書の内容は、基本的には、雇用主と従業員の間で交渉、調整することが可能です。しかし、そういった場合でも、労働法と団体労働協約が、ほとんどの場合、様々な項目の最低限の基準を設けています。例えば、最低賃金、残業手当、労働時間の上限、有給休暇等についてです。その他にも、従業員側を代表する経営協議委員会と雇用主との間の経営体内の合意にも注意を払う必要があります。

理論上では、雇用契約は、書面である必要はありませんが、書面でない場合には、雇用契約から派生する、基本的な権利や義務を証明する書類の発行が必要となります。

3. 外国人労働者

3.1. 基本情報

オーストリアにおけるほとんどの外国人による労働には、様々な制限があります。

オーストリアでは、事業主がその許可を受けているか、もしくは、労働を行う外国人がその許可を受けている(場合によっては、労働許可が在留許可に既に含まれている)必要があります。外国人労働に関する事項を担当する当局は、基本的に、労働市場局 (AMS) です。

3.2. 在留許可

オーストリアにおいては、外国人のために、とても多くの在留許可 (Aufenthaltstitel) の種類が存在します。在留許可の取得には異なる条件があり、種類によってドイツ語能力、又は大学の学位等が必要になります。メリットやデメリットも全ての在留許可に違いがあります。例えば、無期限に延長できるものと2回しか延長できないものがあります。又、家族の同伴が在留許可取得後でも可能なものとそうでないものがあります。基本的には、在留許可と労働許可は独立しており、それぞれに別々の申請が必要となります。労働許可がすでに含まれている在留許可もあり、その中でも重要なものとして、赤白赤カード (Rot-Weiß-Rot - Karte) があります。

3.3. 赤白赤カード (Rot-Weiß-Rot - Karte)

赤白赤カードは、スキルを持った第三国からの労働者と、その家族のオーストリアにおける居住を、個人や労働市場の基準に従いながら、可能とするためにデザインされた在留許可です。赤白赤カードの中にも、様々な種類が存在します。

赤白赤カードは、発行後、24カ月間有効で、カード保持者のオーストリアにおける労働を許可します。赤白赤カードにとって重要な要件は、学歴、職務経験、年齢、そして、語学スキルです。赤白赤カードの中には、申請前に既にオーストリアにおける仕事が決まっていること、また、最低賃金の要件をクリアする必要のあるものもあります。

3.4. 外国人労働者のその他の義務

在留許可と、必要に応じた労働許可の他に、外国人労働者には、さらに数多くの満たすべき義務があります。特に、当局における登録と、在留許可保持者の家族のための共同保険の申請も必要です。

当局における申請は、基本的に申請者本人、または、資格を持った弁護士が申請者を代理して行う必要がありますので、ご注意下さい。申請書類のドラフトも、上記の「申請」の内の一つです。この決まりは、在留許可を担当する当局を含む、全ての当局において適用されます。弁護士ではない一般人が報酬をもらい、上記を行うことは、基本的に禁止されており、見つかった場合には、その一般人の方が EUR 16.000以下の罰金刑で処される可能性もあります。特定の自由業者のための例外もありますが、それも、特定の当局においてのみに限られます (税理士の税務署への書類の提出、建築士の建築局への書類の提出等)。

第2章: オーストリアにおける企業への課税

2-1 法人への課税

法人、特に、株式会社と有限会社は、法人税の対象となります。業務執行の地がオーストリアである場合、もしくは、所在地がオーストリアの場合、全ての収益（オーストリア国内、そして国外からの）が課税の対象となります。

法人税は、23%で、最低法人税は、年間EUR 1,500（法人形態による）です。法人税は四半期ごとに納め、課された最低法人税が1年間で支払われるようにする必要があります。

法人の利益が株主へ配当される場合には、資本所得税（27,5 %）が差し引かれたものが配当される形になります。資本収益税は、資本所得税から独立しており、資本所得税に加えて、課税されます。

BAK Taxation Index 2019によれば、オーストリアの平均実行税率は 22,5%です。課税率は、他の西欧諸国、例えば、イタリア（23,1%）、ベルギー（25,2%）、ドイツ（29,3%）、フランス（32,3%）、アメリカ（32,9%）と比べ、低いと言えます。

2-2 租税条約と源泉課税

所得に対する、2か国もしくは、複数国における二重課税や多重課税を避けるために、オーストリアは多くの国と二国間租税条約（DBA）を締結しています。そのほとんどは、OECDモデル条約をモデルにして締結されました。この協定は、どちらの国が、各税金に対する課税権を有しているかを規定しています。課税権を持つ国が明確に示されていない税金の場合には、納税者が労働を行う会社の本社が所在する国が課税地と課税の有無を決めることができます。

また、資本会社間の配当金の支払いについては、一定の条件を満たせば、特に出資の範囲が10%以上であること、また、株の保有期間が1年以上であることなどの条件を満たせば、源泉税が非課税となります。さらに、EU域内の関連会社間での利子や特許権使用料の支払いについては、会社間で25%以上の直接保有がある場合や、共通の親会社が両社の25%以上を保有している場合には、一般的に非課税となります。

二国間租税条約において、帰属課税方式を適用する場合、オーストリア国内と外国で発生した所得が、まずは、オーストリアにて課税されます。外国で発生した所得に関しては、所得が発生した国においても課税されます。その後、外国で納めた税金は、オーストリアで納めた税金に対して控除されます。ただし、ほとんどの場合には、法定の「控除限度額」が定められています。つまり、外国で納めた税金は、一定の限度額までしか、オーストリア国内で納めた税に対して控除できないことになっています。主に、配当金や利子の支払いにおいて、帰属課税方式が採用されています。

しかし、二国間租税条約において、非課税法を適用した場合、外国で発生した所得は、オーストリア国内で、非課税となります。ただし、外国で発生した所得は、オーストリアで発生した所得の、オーストリアにおける課税の際、その税率の計算のために考慮されます。この方法は、自然人が対象の場合には、「累進性の留保」というシステムと共に用いられます。法人の場合には、法人税が一律25%と定められているため、「累進性の留保」というシステムは、適用されません。

2-3 オーストリアと日本の間の租税条約

2019年1月1日から、オーストリアと日本の間で新たな二国間租税条約が締結されました。この条約は、主にOECDモデル条約に準じています。特許権使用料への源泉課税と、一定の条件が満たされた場合の、利子や配当金への源泉課税も廃止されました。株式の譲渡において、株式の価値の 50%以上が源泉地国の不動産から構成される場合を除き、譲渡から得られる利益は、譲渡人の居住国でのみ課税されます。雇用（給与）による所得への課税は、一般的には雇用の地が原則となり、一定の条件を満たした場合には、給与への課税の権利は労働者の居住地に残ります。

2-4 グループ課税

グループ課税は、財務的にリンクした企業内での損益相殺が可能となる課税方法です。また、国境を越えた損失の救済も可能です。

グループの親会社は、無制限の納税義務を持つ資本金会社、営利・経済協同組合、金融機関、保険組合などである場合がありますが、納税義務が制限されているEU法人や、オーストリアの資本金会社と比較可能な法人で、その所在地と経営体がヨーロッパ経済圏内にある法人である場合もあります。親会社が外国籍の法人である場合でも、その法人が、商業登記簿に登録されたオーストリアの支店を持っていれば、グループ課税の対象となります。

グループのメンバー企業は、無制限の納税義務を持つ資本金会社、営利・経済協同組合、また、欧州連合の加盟国にある、もしくは、外国に所在する法人(その国の行政当局とオーストリアの行政当局が連携関係にある場合) である場合があります。

また法人は、ただ1つの企業グループのメンバーにしかなることが出来ません。

企業グループを形成するためには、50%以上の株式資本、資本金、または、協同組合資本、そして議決権を有しているという**財務上の連結**が必要となります。直接出資の他に、間接的な(人的会社または、他のグループメンバーを通した) 出資も可能です。外国籍のグループメンバーを間接的な出資のために利用することも可能です。上記には、もちろん例外もあります。

企業グループは、その存在を報告した後、少なくとも3年間存在している必要があり、グループメンバーによる**財務上の連結も**、業務年度を通して維持される必要があります。さらに、**書面によるグループの申請書**には、グループの親会社と、グループメンバーの内、オーストリア国内のすべての法人が署名をする必要があります。

グループの所得を決定する第1ステップは、各グループメンバーの所得の調査です。グループメンバーの所得はその後、グループの親会社の所得と相殺され、親会社に帰属します。従って、グループの親会社は、最終的に、グループ全体の所得を調査されることになります。オーストリア国内のメンバーの所得や損失は100%、以上のようなグループ課税のために考慮することが可能です。グループメンバーの、グループ結成以前の損失は、メンバー自身の所得とのみ相殺することができます。グループの親会社の場合は、グループ結成前からの繰越損失も考慮し、グループメンバーの業績と相殺することができます。

外国籍のグループメンバーの場合は、グループの親会社の、そのグループメンバーへの出資の範囲内でのみ、損失の帰属が可能です(外国籍のグループメンバーからの所得の帰属は不可能です)。2015年から、無制限に納税義務のあるグループメンバーの自己所得と、グループの親会社の自己所得の合計額の75%を限度に、損失配分の年に外国籍のメンバーの損失を考慮することができるようになりました。過剰損失は、グループの親会社の繰越損失累計額に含まれます。外国籍のメンバーの損失を認識するためには、オーストリアの税法を用いて損失の計算をする必要があります。さらに、損失の考慮は、外国の税法で定められた損失額に限定されています。オーストリア法の下では損失が発生し、外国法の下では損失が発生しない場合には、その損失を回復することはできません。損失の二重利用を防ぐために、損失が外国で利用された場合(または利用される可能性がある場合)、または外国籍のグループメンバーがグループを脱退した場合には、オーストリアでの事後課税の対象となります。

最終的なグループ全体の所得が課税の対象にならない場合でも、**最低法人税は**、必ず納める必要があります。

グループメンバーがグループから抜けたとしても、その企業グループは存続し続けます。しかし、グループメンバーの離脱がグループの結成から3年以内に行われた場合、これは遡及事項とみなされ、過年度に計算された結果を調整しなければなりません - その目的は、その法人が企業グループに所属していなければ発生していたであろう条件を確立することにあります。グループの親会社が企業グループの解体を宣言した場合には、その企業グループは解体され、納税の状態を3年以内に元に戻す必要があります。

2-5 余論: 研究プレミアム(研究開発活動における税制上のメリット)

オーストリアでは、社内研究および委託研究の適格支出の14%を研究プレミアムとして請求できます。研究活動の定義はOECDが発行するフラスカティ・マニュアルに基づいています。社内研究のためのプレミアムは、研究がオーストリア国内の会社で行われる場合、または、オーストリアの支店で行われる場合に利用することができます。この研究プレミアムへの申請の際の、研究費用の金額に制限はありません。

受託研究においては、研究を依頼する者は、研究費用の14%を請求することができますが、年間 EUR 1.000.000が上限です（したがって、受託研究のための研究プレミアムは最大EUR 140.000が上限）。また、受託研究は、以下の条件を満たす必要があります：

- > 研究がオーストリア国内の会社、もしくは、その他の法人のオーストリア支店によって委託されること。
- > 委託された会社が、欧州連合の加盟国内にあるか、もしくは、ヨーロッパ経済圏内にあること。
- > 委託された会社は、研究を依頼する者のコントロールの影響下にない、もしくは、税制上において同様の企業グループに属さないこと。
- > 研究を依頼する者が、関連する業務年度末までに、研究プレミアムを使用することを委託会社に通知することができること。

研究プレミアムを請求する際には、オーストリア研究振興機構 (FFG) の専門家からの意見が必要となります。オーストリア研究振興機構には、プロジェクトの詳細を、求められる形式的な要件を満たしつつ、提供する必要があります。また、税務署が、研究プレミアムを利用した研究の適正を審査する際、オーストリア研究振興機構の専門家からの意見が考慮されます。ですから、オーストリア研究振興機構の専門家の評価に対する異議は、税務手続きの過程で行うことができます。

研究プロジェクトが開始されていない限りは、研究確認書や研究の査定通知書を提出することが可能です。提出にかかる費用は、プロジェクトごとにEUR 1.000、研究プレミアムが拒否された場合には、EUR 200になります。研究の査定通知書は、かかる業務年度の研究プレミアムの金額を確認するものです。そのために、監査人からの確認が追加で必要となります。研究確認書と研究の査定通知書は、並行して提出することが可能です。

免責事項：

本書の情報は専ら、組織内の議論と説明を目的としています。

本書の情報は、リーガルアドバイス、または、タックスアドバイスに相当せず、それらに取って代わることはありません。



Austrian Business Agency
A-1010 Vienna, Opernring 3
Tel: +43 (0)1 588 58-0
Fax: +43 (0)1 586 86 59
E-Mail: office@aba.gv.at
www.aba.gv.at

ABA オーストリア経済振興会社 日本代表
〒106-0046 東京都港区元麻布3-13-3
Tel.: 03 3403-1777
E-Mail: aba-tokyo@advantageaustria.org



TAIYO Legal –
Dr. Alexander T. Scheuwimmer
Rechtsanwalts GmbH
Dominikanerbastei 21 / Top 22, 1010 Wien
Tel: +43 (0)1 30 50 574
E-Mail: office@taiyolegal.at
www.taiyolegal.at